特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
2	軽自動車税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、軽自動車税の賦課における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務					
②事務の概要	地方税法に基づき、軽自動車税(種別割)の賦課決定を行う事務。 対象:軽自動車税(種別割)申告書にて、軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・ 二輪の小型自動車)の定置場を上尾市に有すると申告した所有者等。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用。 ①課税対象者情報の準備(地方税法第443条) ②非課税対象車両を課税対象から除外(地方税法第445条) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。(地方税法第463条の18) ④納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第463条の19) ⑤課税に要する調査の実施(地方税法第20条の11、地方税法第448条) ⑥減免申請の受理、審査、決定(地方税法第463条の23、上尾市税条例第89条、90条、地方税法20条の11)					
③システムの名称	軽自動車税システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、電子申告(eLTAX)システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
軽自動車税情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 第16条					
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 該当なし (軽自動車税賦課事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない。) 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条					
5. 評価実施機関における	, 担当部署					
①部署	行政経営部 市民税課					
②所属長の役職名	市民税課長					
6. 他の評価実施機関						

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	請 <mark>求先</mark> 総務部総務課				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	行政経営部 市民税課				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ットワークシス	テムを通	じた入手を関	≩<。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情	報提供ネットワ-	ークシステ	ムを通じた提供]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[〇]自	己点検	[]	内部監査	[] 外部監	<u></u>	
9. 従業者に対する教育・程	李発						
従業者に対する教育・啓発	[+:	分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている	ている	

変更箇所

	-		1		
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I 関連情報1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事 務の概要	二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関して は陸運事務所へ申告が行われ、	二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては運輸局へ申告が行われ、	事後	
平成27年12月28日	Ⅰ 関連情報 Ⅰ. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事 略の概要	・本事務における特定個人情報ノアイルは、以下の事務に使用している。 「①理税対象者情報の準備(地方税法第442条	下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の進備(地方税法第442条	事後	
平成27年12月28日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄が市町村長の項の	・番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄が市町村長の項の	事後	
	I 関連情報5. 評価実施期間 における担当部署②所属長	市民税課長 加藤 哲俊	市民税課長 山﨑 照正	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の係数か	平成26年12月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
+成2/年12月28日	IIしきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の係数か	平成26年12月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③ システムの名称		住民基本台帳ネットワークシステムを追加	事後	利用システムの追加
	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	平成28年11月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
+成29年/月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の係数か	平成28年11月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称		宛名管理システムを追加	事前	利用システムの追加
平成29年9月1日	Ⅲしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日	平成29年8月1日	事前	判定基準日の見直し
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日	平成29年8月1日	事前	判定基準日の見直し
	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	平成29年8月1日	平成30年12月1日	事前	判定基準日の見直し
	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の係数か	平成29年8月1日	平成30年12月1日	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月1日				事後	様式変更に伴う追加
平成31年4月1日	こおける担当部者②所属長	市民税課長 山﨑 照正	市民税課長	事後	様式変更に伴う修正
〒和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上30万人未満	事前	対象人数の訂正
〒和1年12月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	平成30年12月1日	令和1年11月1日	事前	判定基準日の見直し
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の係数か	平成30年12月1日	令和1年11月1日	事前	判定基準日の見直し
令和1年12月20日 輩	I 関連情報 1. 特定個人情	税法第443条) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知 書)と納付書を送付する。(地方税法第446条) ④納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領 する。(地方税法第447条) ⑤課税に要する調査の実施(地方税法20条の 11、地方税法第450条) ⑥減免申請の受理、審査、決定(地方税法第 454条、上尾市税条例第89条、90条、地方税法 20条の11) ※番号法の別表第二に基づいて上尾市は軽 自動車税の課税賦課に関する事務において、	下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備(地方税法第443条) ②非課税対象事情報の準備(地方税法第443条) ②非課税対象車両を課税対象から除外(地方 税法第445条) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。(地方税法第463条の18) ④納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第463条の19) ⑤課税に要する第金の実施(地方税法第20条の11,地方税法第463条の19,1、地方税法第46条()6)減免申請の受理、審査、決定(地方税法第463条の23、上尾市税条例第89条、90条、地方税法20条の11,地方税法第20条の11,地方税法第20条の11,地方税法第20条の11) ※番号法の別表第二に基づいて上尾市は軽自動車税の課税賦課に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報の表で行う。	事前	根拠法令条文番号の変更
TANS#17/10	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の係数か	令和1年11月1日	令和2年12月1日	事前	判定基準日の見直し
令和4年1月18日 打	I 関連情報 4.情報提供ネット フークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	·番号法第19条第7号	•番号法第19条第8号	事後	法令条項号番号の変更
	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	令和2年12月1日	令和3年12月1日	事前	判定基準日の見直し
令和4年1月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の係数か	令和2年12月1日	令和3年12月1日	事前	判定基準日の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月20日	I 関連情報1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事 務の概要	軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点に軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等(軽自動車、原動機付自転車等)を購入または譲り受けるなどした場合、にませってわれる。その際、車両の種類に応じて申告、たが異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては運輸局へ申自動車に関しては運輸局へ申請を目動車検査協会へ、二輪・四線の軽自動車に関しては運輸局へ申請・に関しては運輸局へ申請・に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。多額を開発では、減免申請書を当該市町村にて受付け、必要に応じて減免を行う。	地方税法に基づき、軽自動車税(種別割)を賦 課決定を行う業務。	事後	内容の精査
令和5年1月20日	I 関連情報1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③シ ステムの名称	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	軽自動車税システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、電子申告(eLTAX)システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	対象業務の見直し
令和5年1月20日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の第三欄が市町村長の項の うち第四欄に地方税関係情報が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,3 7,39,40,42,46,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,0 7,7,74,80,85の 2,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,11 3,114,115,116,117,120) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第1条、第2条、第36条、第76条、第76条、第 19条、第10条、第12条、第13条、第16条、第 19条、第28条、第31条、第28条、第38条、第38条、第38条、第38条、第38条、第38条、第35条、第58条、第58条、第58条、第58条、第58条、第55条、第55条、第5	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 該当なし (軽自動車税賦課事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない。) 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	対象業務の見直し
令和5年1月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	令和3年12月1日	令和4年12月1日	事後	判定基準日の見直し
令和5年1月20日	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月1日	令和4年12月1日	事後	判定基準日の見直し
令和5年1月20日		基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	提出対象評価書の見直し
令和6年1月17日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か Ⅲしきい値判断項目 2.取	令和4年12月1日	令和5年12月1日	事後	判定基準日の見直し
令和6年1月17日	IIしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の係数か	令和4年12月1日	令和5年12月1日	事後	判定基準日の見直し